

令和2年11月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年11月30日（月）午後1時27分から午後4時15分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 2人

10番	岩垂 治	26番	堀口 崇
-----	------	-----	------

5 出席推進委員 4人

推1番	大月 國晴	推3番	大澤 好市
推5番	太田 辰男	推15番	波田野裕男

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第127号、第128号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第129号～第137号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第138号、第139号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第140号～第145号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第146号～第149号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和2年度非農地判断の実施方針について
- イ 令和2年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 事	藤井 勇太
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事務員	増澤 千尋
	農 政 課		主 任	羽入田未咲
	〃		主 事	宇治 樹
	西部農林課		主 査	辻 茂希
	建築指導課		係 長	齋藤 信幸
	都市政策課		技 師	内木 昭太
	松本農業農村支援センター		課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 12番 塩原 忠 委員

13番 田中 悦郎 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

議案第127号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をしていただきます。

増澤事務員。

増澤事務員 農業委員会事務局の増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

今月の別冊議案の表紙裏面をご覧ください。

今月の利用権に関する新規就農者は2名になります。

1番目の方は〇〇〇〇さん、住所地は旧市、農地所在地は内田です。1筆、1,677平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はジャガイモ、トマト、トウモロコシと伺っております。農業従事者は本人のみで、出荷先は〇〇〇〇〇〇を予定していらっしゃいます。ジャガイモを1,000キログラム、トマト450キログラム、トウモロコシ1,000本を出荷量として見込んでいらっしゃって、出荷額は合計で65万円を見込んでいらっしゃいます。中山で1年間野菜を栽培した経験があると伺っております。通作距離は10キロで、車での移動と伺っております。今後は現状維持を予定しております。議案1ページ、17番に該当いたします。署名は青木農業委員と丸山農業委員にいただいています。

2番目の方ですが、〇〇〇さんで、住所地は芳川、農地所在地は波田です。2筆、7,319平米のうち7,065平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はスイカです。農業従事者は本人とその配偶者と伺っております。出荷先は〇〇を予定しています。出荷量は4万2,000キログラム、出荷額は600万円を見込んでいらっしゃいます。波田で10年間スイカを栽培した経験があるとのことですので。通作距離は12キロ、車での移動を予定していらっしゃいます。今後は現状維持を予定しています。議案の2ページ、28番に該当いたします。署名は窪田農業委員と波多腰農業委員にいただいています。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議 長

それでは、地元の委員から補足説明をお願いいたします。

1番は旧市でございますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

〇〇さんですが、こちらに年齢が入っておりますけれども、62歳という年齢なんですけど、大抵のことはいいのかどうかと思いましたが、最初にお会いしたときに、すっかり私よりもこの人のほうが百姓らしい人だなと思って、頼もしく見えた感じの方でございまして、中山で1年間野菜栽培を経験しているというお話でございまして、中山のサッカークラブで、プチ農業の関係で、こちらでお世話になったということをおっしゃってございまして、また塩尻のブドウ園でも少しアルバイトもしたという経験の方で、これから畑でここに書いてあるような野菜を作って、〇〇〇〇〇〇へ出して頑張ってくださいというお話を伺いまして、頼もしく感じまして、期待をしているところでございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次は芳川でありますので、窪田委員さん、お願いします……、波多腰委員

さん、ではお願いします。

波多腰農業委員 ○さんですけれども、新規就農ということで、新しく農地は借りて、住宅のほうも、こっちの波田のほうへ借りまして、やっていますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、続きまして農政課から議案の説明をお願いをいたします。羽入田主任。

羽入田（農政課） お世話になっております。農政課の羽入田です。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入らせていただきます。
別冊資料の1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第127号になります。
合計のみ申し上げますので、9ページ目をご覧ください。
合計、一般、筆数59筆、貸付け36人、借入れ32人、面積9万3,407.94平米。
経営移譲、筆数34筆、貸付け5人、借入れ5人、面積4万3,635平米。
所有権の移転、筆数7筆、貸付け5人、借入れ2人、面積1万1,030平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数71筆、貸付け35人、借入れ1人、面積10万4,277平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数70筆、貸付け1人、借入れ23人、面積10万2,369平米。
合計、筆数241筆、貸付け82人、借入れ63人、面積35万4,718.94平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数94筆、面積14万8,608平米、集積率は75.91%です。
議案第127号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして農業委員、また推進委員の皆様から質問や意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。
議案第127号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第128号 農用地利用集積計画決定の件についてを上程いたしますが、本件は委員の関になる案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、内田地区の丸山委員には退席をお願いをいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 それでは、議案の説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、別冊資料の10ページ目をご覧ください。
議案第128号です。こちらも合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,908平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第128号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第128号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております丸山委員さんの入室を許可をいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案129号から137号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、9件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。よろしく申し上げます。
それでは、説明させていただきます。

議案第135号、波田〇〇〇〇-〇、現況、台帳地目ともに畑、873平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第136号、波田〇〇〇〇-〇、現況、台帳地目ともに畑、72平米を新たに農業経営を始めるため、〇〇さんへ所有権を移転するものです。下限面積の例外によるものです。

議案第137号、波田〇〇〇〇-〇、現況、台帳地目ともに畑、798平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上9件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 次に、地元委員の意見を議案第129から順にお願いをいたします。
まず初めに、129号は神林でございますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 この田の北に〇〇さんの〇〇〇〇があり、その南が大豆の施設となっており、〇〇さんに買ってもらえるのはいいと思います。

議長 ありがとうございます。
続いて、130番は野溝であります。窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 申請地ですけれども、芳川野溝にあります〇〇〇〇〇〇と道路を挟んだ南側であります。先ほど事務局からも話ございましたけれども、今年の8月の定例総会のときに許可申請が議案として上程されまして、問題なしにさせていただいたところですが、その後、議決を行ったところは、隣地がちょっとはみ出していたため、再度許可申請ということのようになります。現地確認いたしました。特に周りに及ぼす影響はないという判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長 続いて、131番、稲倉であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 それでは、131号についてご説明させていただきます。
11月22日に現地確認をさせていただきまして、この3筆につきましては、稲倉町会の狭い町会ですが、その中にありまして、〇〇〇-〇と〇〇〇〇-〇については、自宅の周りがある土地でございます。いずれも耕作しておりまして、お父さんから息子へと、こういうことでございますので、問題ないと思います。
それから、132号について、大村ですけれども、これは場所は〇〇〇〇の〇の〇〇〇〇〇の西側の構造改善された田んぼの中にありまして、2筆とも大きな田んぼですけれども、稲を耕作しておりまして、問題ないと、このように判断しました。

以上です。

議 長 133番、安曇でありますので、前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 本人は東京都で企業に勤めておりますが、金曜日から土曜日、テレワークなんかも利用したりなんかということだと思っておりますが、金曜日から日曜日に来る予定だと。それから父親が68でありまして、父親もやるというようなことを言っております。新しい形だと思うわけですけれども、やる気を信じて承認していただけたらなと思っております。

議 長 続いて、134号、安曇でありますので、前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 本人は山形村に在住しております、それまでずっと下宿だったようですが、それで今回農地を269平米ということで、新たに農業をしたい、そういう意欲を持っている方です。ただ、心配なことは、私にいろいろ教えてもらって作りたいと言っているのが、そこが一番不安なところで、本人のほうは全然問題ないと思っております。そこが私としては一番心配であります。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、135、波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 135号ですが、先ほどの〇さんです。農家のほうで研修いたしまして、10年ほどスイカを作っております、それでいよいよ住宅を買って住んで始めるということで、頑張っています。

続きまして、136もいいですか、続けて。

136、〇〇さんです。この方も、〇〇〇〇の〇〇の〇から西のほうへ上がった辺りで、部落の少し上のほうのところへ住宅を求めまして、そこでやるそうです。

それから、次、続きまして137番ですが、〇〇さんですが、去年もあったと思っておりますけれども、また新たに、去年なんかも同じ〇〇地区の辺りにまた土地を求めまして、新たにまた少し広げて経営をするそうです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様も含めて発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので……、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

じゃ、議案第133号の安曇に東京都から金曜日から日曜日まで働きに来ると、農作業に来るというの、ちょっとなかなかこれ、2反3畝ありますので、なかなかちょっとそういうわけにはいかないな、簡単にはいかないだろうなというちょっと不安がございます。

最初議案見たときに、家もこっちへ求めて、それで来てやるのかなというように感じていたわけですが、今説明の中では、金曜日から日曜日に通ってくるということなんで、大丈夫かなというのが、これ、1点。

それから、あと議案第136号の波田の土地ですが、八王子市からということですが、ちょっとその辺、波多腰委員さんのほうから詳しい話なかったんですが、これは家をこっちへ求めて、家つきの農地ということで72平米ということなのか、それとも既に、譲受人の面積はゼロになっておりますので、単純に72平米だけ取得をすると、八王子からということで、その辺がちょっと、もうちょっと詳しくご説明をいただきたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

今、2つの点についてあったので、初めに133号、事務局でいいですか。お願いします。

保科主事

すみません、事務局の保科です。

安曇のほうは、一応ここの農地のすぐ北にペンション、おうちがありますので、代理人の方から、そこも含めて購入予定だというふうに伺っております。

波田のほうですね。波田の136号のほうですけども、そのところは、波田のところは72平米ですね。これもすぐ北のところに空き家がありまして、そこも含めて、農地一緒に購入をというふうなことでお話を進めています。

以上です。

議長

いいですかね、河野委員さん。

河野農業委員

はい、了解。

議長

ありがとうございます。

ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、9件について集約をいたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第129号から137号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたしました。

続きまして、議案第138号及び139号の農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件についてを上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤井主事。

藤井主事

農業委員会事務局の藤井です。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

それでは、すみません、まず初めに訂正をお願いしたいと思います。

議案第138号、安曇の件ですが、申請人の方のご住所をご覧ください。

「安曇〇〇〇-〇」となっていますが、正しくは「〇〇〇-〇」、枝番「〇」を「〇」に訂正をすみません、お願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第138号、安曇〇〇〇-〇、現況地目、畑、441平米を安曇にお住まいの〇〇〇〇さんが駐車場、進入路、雪捨場として転用する計画です。こちらは令和2年9月16日付で農振除外済みの白地農地であります。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第139号、波田〇〇〇〇-〇〇、現況地目、畑、509平米のうち281平米を波田にお住まい〇〇〇〇さんが農業用施設として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくようお願いいたします。

議 長

4条の規定による許可申請承認の件であります。138号につきましては、地元委員の前田委員さん、お願いします。

前田農業委員

実はこの〇〇さんのところは、この441のところを今まで駐車場なんかとして、それからまきを置いたりなんかして使っていたわけです。知りつつもそうしていたということで、事務局の指示によって、この441をきちっと畑に戻して、それで新たに今回、駐車場、進入路、雪捨場として転用をするものです。

それで、どうして駐車場にしてきたかという理由ですけれども、実は家に向かって左側ですけれども、左側に駐車場があったわけですが、その駐車

場は林道につながる道路がありまして、その林道から駐車場に入るようになっていたわけですが、林道はふだん、もう雪かきなんかしてないわけですね。そのために、ずっと林道が50メートルくらいあるわけですが、それをかかなくちゃいけないとか、それからちょっと日当たりが悪いものですから、凍ってしまう。それら幾つかの理由がありまして、駐車場として利用していたところもやむを得ずやめて、それで農地であったところを駐車場としたり、まき置場として使っていたわけですね。そのところが本人も申し訳ないということで、きちっと事務局の指示に従って農地に変換しておりますし、今回こういうことで、もう以前設置した駐車場というのはもう使えないと。だから、改めてこのところを駐車場としてお願いしたいということになっていきますので、できたら了承していただければと思います。

以上です。

議長 現地確認をしていただいた百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 20日に中川さんと私と事務局で見ました。手前のところが〇〇〇〇の〇〇で、それで裏がその林道になっていまして、左手のほうからコの字に曲がった林道になって、右手のほうはもう山になっているものですから、これを農地としてはもう、そんなにいい条件のところじゃないものですから、やむを得ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第138号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、139号であります。波田ですので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 〇〇さんですが、先月お願いした〇〇〇〇さんの会社の増床のときの続きのすぐ横の場所になりますけれども、今まであったところが、そちらのほうへ動かしたで、そこにあった車庫というか、あったんですよね。ビニールパイプでできた簡素なものが。それがなくなって、使えなくなったとい

うことで、また新たに今度は自宅の前になりますけれども、自分の土地がありまして、その新しく建てたいということです。

以上です。

議 長 藤井主事からちょっと一言ということでございますので、藤井主事、お願いします。

藤井主事 すみません、皆様。皆様に写真つきでお送りをしている転用の現地確認資料の中で、議案番号を振ってあるんですが、すみません、議案137から番号が振られていますが、正しくは138がスタートになりますので、138が今回ご説明した安曇の案件、137を修正していただいて138へ、そして138を修正していただいて139へ、すみません、ずらしていただければと思います。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 写真の写っているこの手前がうちになりまして、左手のほうが一段下がって駐車場になってますもんですから、農業用施設を造っても、周りには影響ないと思いますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案139号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第140号から145号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主事、お願いします。

藤井主事 それでは、5ページをお願いいたします。
初めに、議案第140号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、655平米

は計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

議案第145号、波田〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、62平米を隣地で〇〇〇〇の〇〇〇〇を営む〇〇〇〇〇〇が進入路として転用をする計画です。申請地は既に敷地の進入路として農地とは認識をせずに使用をしていたものです。こちらは追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がなされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付をされているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地であります。周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明があったわけでありますが、第5条につきましては、140番、島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 　　場所なんです。島立にある〇〇〇の〇〇〇の〇〇ありますが、あれの南東へ二、三百メートル行ったところで、〇〇〇ってなっていますが、〇〇〇〇のあの〇〇〇〇の終わりのところで、低いほうのところにこの土地があります。三方、写真は手前下のほうが西側で道路です。左側が北で、上の右半分が東で、南側の住宅がありまして、ちょっと畑としては耕作に不向きな場所です。もともとうちを建てるつもりで購入したいみたいですので、妥当なところじゃないかと思います。

　　以上です。

議長 　　現地確認をしていただきました百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 　　地元の委員さん言われたとおり、コの字になっていまして、住宅になっているので、ほかのところへ迷惑かけるようなところではないと思いますので、いいかと思います。

議長 　　ほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。

　　議案第140号につきましては、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、141号、和田であります。長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 この〇〇〇〇〇さんは息子さんです。見に行ったところ、ちょうど住宅を
建てるにはちょうどいい土地かなと思って見てきました。
以上です。よろしくお願いします。

議 長 現地確認をしていただきました百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 手前が県道になっていまして、丸くなって曲がっているところで、右側の
このところに農地もちょっと、道路があるもんですから、影響ないと思
いますので、いいかと思えます。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見はないようですので、集約をいたします。
議案第141号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委
員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、142号、寿豊丘であります。河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 場所は、〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇のところですが、そこから南に100メ
ートルほど入った住宅地と、あと畑地と混在している地域になります。そ
の土地所有者の〇〇さんがもう高齢で、後継者もなく、農地を維持する
のが難しいというような状況が前提にありました。そして、写真の右奥の
ところ、写ってないんですけども、そこに〇〇さんが〇〇〇〇〇という
会社を営んでおります。そこで〇〇や〇〇〇〇〇の〇〇の〇〇をしている
会社なんですけれども、その資材置場がもともと近くにあったんですが、
そこを移転して、ここに資材を置く、資材や重機ですね、を置くとい
うことをしたいという希望になっています。もろもろの事情を考えると、やむ
を得ないんじゃないかと思えます。

議 長 現地確認をしていただきました中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 写真のこの下側が道路でして、この右側にその〇〇さんが経営されている
〇〇〇があって、ここに資材置場ということですが、周辺の農地には影響

ありませんし、ここしないというような場所でもありますし、問題ない判断してまいりました。よろしくをお願いします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。
議案第142号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
続いて、143、中山でありますので、私から申し上げます。
これは以前、この案件が上がってまいりましたが、一時転用ということでありましたので、ちょっと期限のうちにできなかったと。そして、そういうことで再度5条で申請したものでございまして、裏が荒廃地に近いような畑でございますので、問題ないというふうには思っております。
確認していただきました中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 携帯電話関係の工事の一時転用ですので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様でこれに関しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
議案第143号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、144号、梓川倭であります。波田野推進委員さん、お願いします。

波田野推進委員 場所は、〇〇〇の北東に約100メートルほど行ったところで、〇〇〇〇に挟まれた三角地のくぼみで、地目は田でありますけれども、払いのない窪地ですので、実際はもう植木を植えた畑ということで使っておりました。それで、所有者の〇〇さんも高齢ということで、周りにも何も影響ないと思いますので、よろしいかと思えます。

議長 現地確認をしていただきました中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 この写真、ちょっと分かりづらいんですが、線が2本引いてありますが、手前側がこの二等辺三角形の底辺で、この線と線が長辺になって、その向こう側が水路という形になっているちょっと中途半端なところなんですけど、今、これ、ブルーベリーが植わってました。ブルーベリーはこういった太陽の光の下でこそできる、そういう思いをしておりましたが、中古車の販売会社の駐車場ということで、周りにこれ、農地全くないですし、周辺状況から見ても、駐車場を造るのはここしかない。ここで農業はちょっと無理というような印象を受けました。問題ない案件かと思えます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第144号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
次に、145号、波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 見ていただくと、これ、写っていますハウス、これ、カーネーションのハウスです。この土地ですが、この地図というか、私が見た地図では、右のほうからL字にここへ進入する道路がありまして、その入った土地の上に現在、〇〇〇〇〇〇さんという工場が建ってまして、その部分の申請ということで、現在、もう建って使っておりますので、もう仕方ないじゃないかなということで見てまいりました。
以上です。

議長 現地確認していただきました中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 この写真の右側が〇〇〇〇〇〇さんの会社で、左側がこれ、道路です。これ、見たところ、これはほとんど道路なんですね。追認の案件ということで、致し方ないということで、この申請のとおりだと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件につきまして質問、意見ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第145号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願ひをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、146号から149号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件についてを上程をいたします。
事務局から一括説明をお願ひいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料7ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第146号、桐2丁目にお住まいの〇〇〇さんが桐〇-〇〇〇〇外5筆、合計1,241.14平米について承認を受けるものです。
続きまして、議案第147号、野溝西2丁目にお住まいの〇〇さんが野溝西〇-〇〇〇-〇外2筆、合計1,219.81平米について承認を受けるものです。
続きまして、議案第148号、平田東1丁目にお住まいの〇〇さんが寿北〇-〇〇〇-〇外2筆、合計2,680平米について承認を受けるものです。また、寿北4丁目〇〇〇-〇,374平米外2筆、合計2,680平米については、特定貸付を行っています。
議案第149号、内田にお住まいの〇〇さんが内田〇〇〇〇,783平米外7筆、合計8,245平米について承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、議案146号につきまして、地元の委員さん、青木委員さん、お願ひします。

青木農業委員 場所的には、〇〇〇〇の〇〇〇〇の近くになりますが、右側の桐〇-〇〇〇〇-〇と書いてあるところが1筆離れておりまして、あとは全部つなが

っているところなんです、この〇〇〇〇のほうには小さなビニールハウスと、それから夏野菜が植わっているんですけども、残って、ネギとかニラとか、あと木が2本ほど、桃の木植わっておりまして、あとは全部つながっている1区画になっておりますけれども、こちらのほうも夏野菜が終わって、きれいに除草がされて、耕作もされておりまして、残っていたのは松本1本ねぎがずっと生えておりまして、どういう訳か聞きましたら、おとしのネギと去年のネギもここにあって、これ食べているんだというようなことをおっしゃっておりまして、特に問題ないと判断してまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第146号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きましては147号であります、野溝西であります。窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 申請地ですけれども、先ほど議案第130号でちょっと申請のあった圃場の100メートルほど南側になりますけれども、そこに〇〇〇-〇と〇〇〇-〇がありまして、この圃場からさらに南側50メートルのところには〇〇〇-〇の圃場があります。この時期ですので、農作物の作付はありませんでしたけれども、耕起されていまして、特に問題ないというふうに判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。集約をいたします。
議案第147号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、148号であります。寿でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 これらのいずれの農地も適切に水田として管理されていることを確認してきました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見等がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第148号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、149号、内田でありますので、丸山委員さん、お願いします。

丸山農業委員 ○○さんですが、現在、会社に勤めていまして、奥さんと2人で農業をされています。現地確認しましたが、水田については、全て後起こしがされていました。畑についても、4筆ありますけれども、大根、ネギ等が栽培されているような畑、また収穫が終わった後だけれども、草刈りをし、適正に管理されていることを確認してきました。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第149号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決
により処理いたしました。

10ページ、非農地証明の交付状況の件、11ページ、農地法第18条第
6項の規定による合意解約通知の件、6件、12ページ、13ページ、農
地法第3条の3第1項の規定による届出の件、15件、14ページ、農地
法第4条の規定による届出の件、3件、15ページから18ページ、農地
法第5条の規定による届出の件、19件、19ページ、農地法第4条の規
定による農業用施設届出の件、2件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発
言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説
明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた
します。

再開は2時15分からといたします。お願いいたします。

(休 憩)

議長 45分になりましたので、総会を再開をいたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進め
てまいります。

初めに、報告事項ア、令和2年度非農地判断の実施の方向についてを議題
といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

中野主査。

中野主査 私のほうから、報告事項6-(1)-ア、こちらのページですけれども、
20ページを開いていただきまして、最初の表題のところ「令和元
年度」となっておりますが、「令和2年度非農地判断の実施方針について」
ということになりますので、訂正のほどよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

こちらの非農地判断の実施方針ですけれども、平成26年度の農地法の改正に伴い、こちら、それ以降毎年行っているものです。

根拠といたしましては、農地法の運用についての制定についてというところで、こちら、ページの22ページ、23ページのほうに運用の通知のコピーをつけてございます。

当然非農地ですので、再生利用が困難な農地が主となっております。

松本市につきましては、農地につきまして、山林化している農地のみを非農地決定をさせていただいております。原野化している農地については、非農地判断を行っておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

今後の事務の進め方ですけれども、農業委員会は非農地判断候補地の所有者に対して非農地判断を実施する旨及び当該農地が植林である場合や非農地判断の実施に同意しない場合は申し出る旨の事前通知を送付いたします。こちら、本日の定例総会后、来週以降で該当者に対して通知のほうを発送する予定となっております。

こちらの通知を発送いたしまして、相手方からうちの農地は非農地判断しないしてほしいとの申出等を受け付けます。

その後、非農地判断を実施した農地につきましては、市の農政課、耕地林務課、資産税課及び法務局に対して、この農地について、令和2年度非農地決定をいたしましたという通知を情報提供をいたします。

実際に事前通知、どういうものをお送りするかということですが、24ページから27ページのほうに通知案を入れてございます。

24ページにつきましては、実施についての文書となっております。25ページにつきましては、非農地判断の関係についての案内文書となっております。27ページにつきましては、実際に土地所有者様がお持ちになっているどの農地が非農地判断の候補となっているのかという一覧の表を送付いたします。

こちらの提出、申出の期限ですけれども、来年の2月1日、令和3年の2月1日の月曜日を予定しております。この日までに山林化についての申出がないものにつきましては、決定の方向へと進めさせていただきます。

実際に今年度の非農地判断候補地が一体どの農地なんだということですが、別冊の令和2年度非農地判断候補地リスト、こちら、1ページ目のところに地区別の集計、記載させてございます。

こちらの真ん中の欄のところの非農地判断候補地11万8,195平米、筆数にいたしまして186筆、名義人につきましては、こちらの表の一番右側のところの120人の方が対象となりますが、今回、非農地決定についてのまず事前通知を送付させていただきます。

2ページ以降につきましては、各地区の詳細の1筆ごとのリストを表示させていただきます。

また、20ページのほうにお戻りいただきまして、先ほども申しましたけれども、今年の夏、利用状況調査の結果に応じて、今回の通知を出させて

いただき、また地目がもう農地ではなく、山のようになり山林化してしまった農地について発送いたします。

昨年同様、農業振興地域内の農用地区域、青地と呼ばれている農地につきましても、非農地決定の対象地となっております。

植林ですけれども、こちら、植林ではない農地についても、非農地決定を行うようになるんですけれども、松本市のほうに今現在、植林として転用の4条、5条の申請が出ているものは、昭和47年以降36筆植林の農地転用の届出が出ておりますので、こちらのもは外しますけれども、その他の農地については、非農地決定の候補地となっております。

今後の予定ですけれども、本日の定例総会で報告をさせていただきまして、12月中旬までには該当者の方に非農地判断の候補地ということで文書を送付させていただきます。

また、その送付後、返答の期日が令和3年2月1日月曜日ですので、来年の2月末の定例総会のときには非農地判断の実施報告をさせていただきます。

また、来年の3月以降に実際に農地の土地所有者の方へ、非農地の決定通知書を送付させていただくようになります。

以上となりますけれども、非農地候補地のリストの中で、まだこの農地はちょっと非農地判断しないでほしいという、農業委員さんや地区の町会長さんたちの中で、もしそのような意見がございましたら、事務局のほうに伝えていただければ、その農地、今回の非農地判断のほうからは外すようにいたしますので、随時ご連絡のほどをよろしくお願いいたします。

報告事項は以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件は、ただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知をいただきたいと思えます。
次に、報告事項イ、令和2年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、資料は28ページから31ページまでとなっております。
着座にて失礼いたします。
こちらにつきましては、9月の総会にて3地区をこちらから指定しましてお願いしたところでございます。この間、委員さんには大変お骨折りいただきまして、ありがとうございました。

それで、要旨のところにもありますとおり、候補者2団体及び1名を推薦したことについて報告するものでございます。

岡田地区推薦は、農業サポート岡田組合でございます。それから、島立地区推薦が島立農作業受託者組合でございます。こちら2つの団体共通しておりますのは、農作業のお手伝いや地区の農作業の受皿となっている団体でございます。岡田地区につきましては、農地の草刈りですとか、有害鳥獣被害防止ネットの取付け、農作物の収穫作業など農作業を受託しておりますし、島立地区のほうでは、島立地区の営農組合「豊稔の郷」から委託される耕起・代かき・田植え・麦大豆一貫作業・稲刈り・肥料散布等の水田等の水田転作作業を行っているということでございます。両団体とも、地域の農業振興になくてはならない組織として存在、貢献しているということでございます。

それから、梓川地区推薦は、個人で〇〇〇〇氏でございます。40年以上リンゴ栽培一筋に地域のリーダーとして活躍されております。平成26年、27年とJAあづみのりんご部会長を務めまして、徐々に増えてしまった放置園を自ら先頭に立って整備。地域のリンゴ産業存続に大きく貢献されたということでございます。

功績調書は別添のとおりでございます。

その他としまして、こちら、11月6日付で既に松塩筑安曇農業委員会協議会長宛て推薦書を提出してございます。

順調に行きますと、来年の2月19日に今のところ農業活性化推進研修会が予定されていますが、こちらで表彰が行われることになっております。

以上、2団体、1名を推薦したことについて報告いたしました。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思えます。
次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
板花補佐。

板花局長補佐 続きますと、32ページ、33ページをご覧ください。
まず、主要会務報告ということでございます。
11月は、今月は催事の多い1か月でございました。いろいろと参加された委員の皆様は、大変お疲れさまでございました。
11月2日は、長野市農業委員会行政視察対応ということでし、11月11日は、長野県の農業委員会大会に出席しました。

11月13日は、意見書の関係の市長との懇談会ということでございました。

それから、下から数えて2つ目の11月27日ですが、冒頭の会長挨拶でもありましたとおり、急遽議会から声がかかりまして、意見交換をしたわけでございます。役員3人の対応でございましたけれども、議会の経済地域委員会では本年度、スマート農業の推進に関する市長提言を来年の3月に予定しているということでございます。発端となりましたのは、一昨年に農業委員会から市長に上げました意見書の中で、中山間地域ののり面の草刈りが大変だということで、自動草刈り機等に代表されるスマート農業を推進してほしいということを一昨年の意見書で私ども訴えたところがあります。これが発端になりまして、議会も動いてくれまして、スマート農業を実際やるという回答をいただいたんですが、その後あんまり進んでないというようなことの中で、議会のほうとして、もう一步踏み込んで提言書をまとめるということで、農業委員会の意見も聞かせてほしいと、ということで持ちかけられたものでございます。

議会のほうでは条例改正を目指しておりまして、スマート農業を推進する旨を条例に位置づけると。しかも、定期的に進捗状況を議会に報告せよという、そこまで踏み込んだ形で改正していきたいというようなお話がございました。そんなことの中で、意見交換をして、ぜひ進めてほしいというようなことで、役員のほうからも意見をしたところがございます。

33ページが当面の予定ということで、12月の予定でございますが、12月18日は農地転用の現地調査でございまして、金子委員と河西委員が今回の担当になっておりますので、日程調整等、また事務局のほうとお願いしたいと思います。もし都合が悪いようでしたら、申し出ていただければと思います。

12月25日は12月の定例総会となっております。

今月はこんなところでございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、松本市農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐、お願いいたします。

小川（松本農業農村支援センター） お願いします。お世話になります。

別冊で松本農業農村支援センターと書いてございます資料をご覧くださいればと思います。

最初に、①番のアグリマスターセミナーの関係なんですけれども、ここへ来てようやく講座等の準備ができてきたんですけれども、来年の1月13日から複式農業簿記を中心とした講座を開催予定です。1ページから4ページに詳細書いてございますけれども、特に新規就農者の皆様ですとか農業青年の皆様へぜひお声かけをいただきまして、受講をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それと、②番の関係なんですけれども、こちらのほうは、先週からちょっと騒ぎになっておるんですけれども、高病原性鳥インフルエンザの関係、5ページから10ページに載せさせていただきました。香川、鹿児島、福岡などで発生しておりまして、5ページのところには信毎の記事を載せさせていただきましたけれども、やはり県内でも警戒強まるということで、非常に心配される状況になっておるかと思います。

ただ、8ページからは、国から出されている、以前から出されている資料なんですけれども、鶏肉ですとか卵につきましては、人への感染はないということで、安全ですよということで、こちらのほうは風評被害につながらないようにというような資料になっておりますので、ご覧いただければと思います。

それと、③番のところなんですけれども、もうこちらのほうもご承知かと思えますけれども、来年の6月1日から食品衛生法の一部が改正されるということで、12ページのところをお開きいただければと思いますけれども、ちょっと字が小さくて非常に恐縮なんですけれども、②番の営業届出業種のところに丸囲みのところがございますけれども、例えば干柿ですとか千切り大根、コンニャク、お餅、焼きトウモロコシ、蜂蜜などにつきまして、届出が新たに必要になる部分が出てくるということで、こちらのほうは保健所が窓口になっておりますけれども、来年の6月に一部変更になるということで、ご承知おきいただければと思います。

それと、④番、14ページなんですけれども、こちらのほうは毎月国のほうで農作業事故の関係の情報が出されておるんですけれども、10月につきましては、特に乗用型トラクターの事故が36件中10件発生したというようなことで、やはりなかなか営農作業事故、減らない状況にあるかと思えますけれども、引き続き注意喚起のほどよろしくお願いいたします。

それと、⑤番なんですけれども、15ページなんですけど、これも国のほうから出された資料なんですけれども、ちょっと聞き慣れないような言葉になっておるんですけれども、農業用ハウスの収れん火災にご注意をということで、屋根や天窓に水がたまりまして、それがレンズの役目をして、火災が発生するというような事象が出ておりますので、ご注意願いますという啓発の資料でございます。

それと、⑥番ですけれども、こちらのほうは、有機農業に関心のある皆様方もいらっしゃるかと思うんですけれども、プロジェクト成果報告がござ

います。12月3日、もう近々なんですけれども、ございますので、また関心のある方いらっしゃいましたら、ぜひおつなぎいただければと思います。誠に恐縮なんですけれども、明日の12月1日締めで、こちらのほうは集合研修というわけではなくて、12月1日までに登録いただいて、パソコン上のユーチューブでご視聴いただくというような中身になっております。詳細は17ページに記載がございますので、ご覧いただければと思います。

あと、7ページにつきましては、先週出ました1か月予報、3か月予報を記載させていただきました。特に寒くなるというような状況の記載はあまりないんですけれども、例年並み、もしくはやや暖かい状況になるかというような予報になっておりますので、また7番以降は後ほどご覧いただければと思います。

私のほうからは以上ですが、よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、昨年度、私どもの市長意見書項目の1つに、市街化調整区域における土地・建物規制の在り方について取り上げましたが、関連して、建築指導課から齋藤係長にお見えいただきましたので、事務の見直し状況等についての報告をいただきたいと思います。

齋藤係長、お願いします。

齋藤（建築指導課）

農業委員の皆さん、はじめまして。建築指導課の齋藤です。

今日は都市計画の土地というようなことがあるものですから、都市政策課の内木技師も同席しますので、併せてよろしくお願いたします。

それでは、本日お配りしています都市計画法に基づく開発許可等という資料をご覧になっていただければと思います。

これ、かいつまんで説明しますと、ちょっと時間がかかるものから、ポイントだけお話しさせていただきたいなど、このように思いますので、お願いします。

ただいま会長のほうから話がありました昨年、農業委員の皆さんからの意見書というようなことで、市街化調整区域における土地・建物規制の緩和、併せて市議会のほうからも、昨年と今年、緩和策どうなっているんだというようなことで質問を受けたわけでございます。

そのことについて、この間、昨年から建築指導課の特に開発審査会のほうで協議を行いました。このたび新しい基準が盛り込まれましたので、その説明、紹介をさせていただきたいと思います。

今日の資料の1ページ、まず皆さん、もう一度ご確認していただきたいと思います。1番の開発許可制度についてということで、区域区分の意義でございまして、読みます。

区域区分（線引き）は、無秩序な市街地の拡大による環境の悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、地域の実情に即し

た都市計画を樹立していく上で根幹をなすもので、都市計画区域を計画的な「市街化を促進すべき市街化区域」と、原則として「市街化を抑制すべき市街化調整区域」に区分を設けられていますということで、皆さんの地区または担当されている区域をちょっと思い浮かべていただきたいと思いますけれども、松本市については大きく3つに分かれています。この線引きによって、市街化区域、市街化調整区域、それにその他の区域ということで、非線引きの区域、これは西部の主、安曇、奈川、四賀ですかね、これは非線引きということで、都市計画区域外でございます。そのほかの地区については、市街化区域と市街化調整区域、地区によっては混在しているところもあるかと思えます。

この四角の中に区域区分の線引きの経過がございます。昭和46年に市街化区域と調整区域の線引きを旧市内において行っております。続いて、平成22年に梓川と空港東地区、平成26年に波田地区の区域区分を決定しております。

農地法と絡めてちょっと考えていただければいいと思うんですけども、この2番の開発許可制度とあります。ここに国が定めた都市計画運用指針に示されていますが、技術基準や立地基準への適合性の審査を通じて、都市的土地利用を行う前提として宅地の水準を確保するものということで、うちの建築指導課の開発担当につきましても、都市計画区域でありますので、都市計画区域内の地目が宅地について、開発行為の許可の云々を審査しています。

農業委員さんにつきましては、農地法、地目が農地または農家台帳に登載している農地の転用の基準をこの農地調整ハンドブックによって転用できるものなのか、できないものなのかというようなことで判断していると思えます。

うちのほうも、調整区域内の土地、宅地について、そこへこういった建物が建てられるかどうかということで判断をしているものでございます。だもんですから、例えば線引き外の奈川だとか安曇、四賀については、うちの開発のほうの申請なり審査のものは上がってきません。あくまでも調整区域内の土地、宅地について審査をするというものでございますので、もう一度ご確認をお願いしたいと思います。

この1ページの下在市街化調整区域における開発許可の在り方というようなことで、ではどういったことで判断しているかというようなことになるかと思えます。

農地法は、立地基準だとか一般基準で許可かどうかという判断をしていると思えます。うちの開発のほうも、ここにありますとおり、第34条の各号の立地基準で審査をしています。

この34条の基準というものはどういうものかということになりますと、次のページを開いた裏面にありますが、ここに法34条の立地基準というものが1号から14号で定めてあります。このうちの基準というか、都市計画法の基準も農地法も国のほうでつくっていますので、実際に審査する基準は非常に似ています。結局、集落性があるかとか、農地法で言う集落

接続ができるかとかいうのは、うちで言う集落の連たん性があるものかと、そんなようなことで、非常に似ている部分があります。この立地基準については、この1号から14号ございます。

そのほかに技術基準だとか指導基準、農地法で言う一般基準というようなものが、うちのほうでは技術基準だとか指導基準というようなもので審査をするようになっていきます。

それは何かというと、例えば住宅をやるときに、接道要件があるかだとか、接道の幅員がどのくらいあるかとかいうのが技術基準だとか指導基準の中にうたわれていますので、そういったもののまた判断にもなるわけでございますので、よろしくお願ひします。

今言った34条というのは、調整区域内の宅地についての基準でございます。

その隣に、今度は都市計画法の34条第11号についてという、よく11号地区、11号集落とかってというようなものを載せてございます。これは都市計画法の中であっても、都市計画に基づく開発許可の基準の条例というのがあります。その中で、法34条の11号の規定というのを設けています。

これは何かというと、市街化区域に隣接または接近、接続している自然的、社会的諸条件から、一体的な日常生活圏を構成しているおおむね50戸以上の建物が連たんしているところ、既に相当程度の公共施設が整備されているところ、または隣接、近接する市街化区域の公共施設の利用も可能であるというようなことで、こういったところは、都市計画法の調整区域であっても、11号の区域というようなもので基準が取れるようになっていきます。これは農地法で言う第3種農地だとか、そういったところが当たるかと思ひます。

主なイメージは、次のページの裏面にありますけれども、ではどういったところが11号を引けるんだというようなことで載せてございます。

松本市につきましては、昨年、波田地区に11号を引かせていただきました。それで、松本市内は、これで11号を引けるところは全て11号を引いてございます。

その11号が引ける条件のイメージがここにあります。こういったことで、農地の中に集落があるわけなんですけれども、この①番のところには既存集落で50戸以上の建物が連たんしている区域はいいですよ。その中に50戸に満たなくても、50メートル以内の中に50軒、それもカウントできますよというようなもので引けます。

その下に②番があります。ただし、登記地目が宅地、宅地を引きますよということでございます。ただ、その米粒のところがありますけれども、ただし、宅地（建物）に囲まれている1,000平米未満の空地は指定できます。これは、例えば広がりがない農地、農地法で言う2種農地だとか、要は建物に囲まれていて、連たん性のない農地で1反歩未満のものは指定しますよというようなことで設けています。なので、初めてここで11号であって、調整区域内の農地であっても、11号のこの連たん性といいま

すか、広がりのない農地は11号の中に入れてありますよということです。

ただし、右上に③番があります。保安林だとか、災害の発生のおそれのある土地は除外しますよということです。よく言う県で設定していますレッドゾーンというところですね。そこは指定できないこととなっています。ただし、松本市については、イエローゾーンまでは指定してございます。

それと、その下に④番があります。11号は面的に指定しますので、例えば11号の中に農振農用地だとか、農地転用が見込まれない農地は、これは指定ができません。ですので、農振農用地、特に都市計画の開発の基準よりも一番の、農振法というの一番の上位にきます。非常に強いものがございますので、農振農用地については、たとえ11号の線の中に入っていたとしても、中に農振があれば、そこは含みません。それと、農地転用の見込まれないところ、これについては、開発で幾ら許可基準があっても、こちらの農地転用の基準が取れなければ開発に至りませんので、これも指定はできませんけれども、まず農地法で、白地の農地で、農地法で基準が取れないというようなことはまずないかと思えます。それは、先ほど言った広がりのない農地、2種農地に値するというようなことで、まず大丈夫かなというふうに思っていますので、お願いします。

その下に、では11号区域の中では何ができるかということで載せています。これは床面積150平米以内の店舗及び事務所、一戸建ての住宅、これが可能です。なので、大概この11号の中で救えるんじゃないかなというふうに思えます。

ただし、先ほども申しましたけれども、11号は面的にこの区域を設定するものですから、実際に農地法と同じで、そこで許可できるか出来ないか、今度は地番ごと、筆ごと審査が必要になってきます。

特に多いのが、道の関係です。先ほども言いました、ここにありますがけれども、一戸建ての住宅は幅員が4メートル、事務所だとか店舗は6メートル必要です。これは線の中に入っていたとしても、それぞれ幅員まで取っていないものですから、現に4メートルまたは6メートルないところ、それについては開発ができないふうになります。

特に、11号の中に入っている農地は、農地も11号に入れば救われるんじゃないかと思えますけれども、農地も、実際宅地の中に囲まれている農地が入っているものですから、実際に農地で何か計画しても、接道が取れないと開発できないわけです。なので、例えば開発するときは、農地と併せて道に隣接する宅地も併せて結構開発行為だとか、こちらのほうで審査するのが多いのは建て売り住宅ですね、よくあるのは。建て売り住宅が主になってきます。

下水道、これも開発区域の全面に入らなきゃいけない。要は、公共投資はもう行われないう、お金をかけないよというところを11号で引くものですから、実際に、じゃ11号であっても、下水道入っていますか、道は4メートルありますかという、単純に言うと、そういう審査になります。

ただ、道で言うと、現に4メートルなきゃいけないということだもんで、申請時に4メートルあればいいって、実際に申請者が4メートルない場合

は、松本市の維持課というところで、うち、4メートル寄附するので、寄附で受け取ってくれと。その場合、松本市で道として寄附を受け取るというような形であれば、分筆して、松本市の松本市道になった後に、うちのほうの開発の申請していただければ、もう現に4メートルありますねということで、許可の受付をします。

特に、農地と開発一緒の申請のときも、結構そういう申請あると思います。分家なり、先ほど言った建て売り住宅を建てるんだけれども、事前にセットバックといいますか、道を広げて農地法も申請してくるケースがあるかと思いますが、それです。ですので、4メートルないんだけれども、現に4メートルある。ですので、もし申請前に4メートルなり6メートル広げられれば、申請のテーブルにのるといようなことをご確認をしていただければと思います。

昨年から、議員さんの質問もそうなんですけれども、今日、都市政策課でも来ているんですけれども、土地・建物の規制緩和ということで、いつも建築指導課と都市政策課で回答案を作るんですけれども、土地というものは、何の土地でもっていうふうに考えちゃうんですよね。じゃなくて、うちの建築指導課で扱っているのは宅地です。登記簿上が宅地。調整区域内の宅地です。農地を扱うのは、この11号の中に入った農地のみでございます。

先ほど言いましたけれども、調整区域内は基本的に開発ができない区域です。開発なり何らをしたい場合は、市街化区域でやってくださいよということ。ただし、市街化区域に隣接していて、公共投資も済まされているようなところは、今回の11号で枠を引いた中でやりますよということですので、ご確認をしていただきたいと思います。

じゃ、今言ったように、11号で救えない宅地はどうしたらいいか。これが11号の、相談に来たときに、11号で外れちゃった場合、次の審査で何をするかという、次のページに都市計画法34条12号というのがあります。これについては、簡単に言うと、線引き前からその集落ですつとある宅地です。要は、線引き前、昔、先祖代々からある家、これについては、結構柔軟に配慮ができるようになっています。

なので、11号で救えない場合は、この12号、線引き前宅地の許可要件というのが、その7分の5ページにあります、(2)番にアからオまでありますね。線引き前の宅地であって、線引き前というのは、先ほど一番最初に言った旧市であれば46年5月17日、登記簿で言う登記事項証明書が宅地になっているもの、梓川・空港東については平成22年11月4日前に宅地になっているもの、波田については26年11月4日前に宅地になっているもの、これについては、線引き前からある宅地ということで、用途がまた緩くなってございます。

ただし、この(2)番のアからオ、アが連たん、要は連たんしているところの集落じゃないと、しみ出しでやられちゃうと、これは調整区域内の市街化を抑制してないじゃないかということがああるもんですから、連たんしているところ。イとしては、本家である世帯が線引き前から所有している

土地であること。ウとしまして、本家である世帯が市街化調整区域内に線引き前から生活の本拠地を有している。エとして、本家である世帯には後継者がいること。オとしまして、自己の住宅を所有していないことというようなもので載ってございます。

結構一番多いのは、ここに①農家住宅、これ、農家住宅だとか農家分家ですね、多いのは。結構相談があります。

今、そのほかに結構あるのが、第三者の方がそこを買って、建て替えたい、リフォームをしたい、第三者、要は全く違う方、東京から中山のこの住宅を買って、私が建て替えをできますかという相談が結構金融機関のほうからあります。これは融資の関係があるものですから、そういう相談があります。これについては、今言ったように、線引き前からの宅地であるものですから、見込みはありますよというようなことでの回答になります。

それで、34条の12号については、線引き前からの宅地の開発をする行為。ただし、今言った連たん性がある、一番は連たん性だと思います。連たん性があるもの。あと、道の要件もあるんですけども、ここは現に4メートルなくても、実際にセットバックした部分、要はセットバック部分を取った形で、これ、分筆しろということじゃないです。今後、松本市で市道で拡幅してもいいように、中心線からそれぞれ2メートル、2メートルで4メートルですので、セットバックした奥へ建て替えをするのであればいいですよというようなことでございます。よろしく申し上げます。

では、今言ったように、調整区域内の34条の用途から外れました、11号の区域の中にも入っていません。12号でも、昔からある農家住宅なんだけれども、跡取りももういないし、みんな都会へ出ちゃっている。第三者に売却したいけれどもどうにもならない。そういったものができないというようなことで今まで意見がありました。

そのページをめくっていただくと、それにも引っかけられないものについては、松本市開発基準の提案基準というもので設けています。

これについては、先ほどの34条の第14号、要は34条の1から13の用途に該当せず、立地基準がなくて、開発審査会に送りますよ、第三者機関の開発審査会に送りますよっていう基準がここに載せてございます。

この提案基準は今、1号から14号がありました。今まで申請があるものは、そんなにもう件数ないですけども、大概これで救い上げています。一番多いのが、提案基準1の農家分家住宅、それと提案基準6の敷地増に伴う既存住宅、それと提案の7、農家住宅の一般基準への用途変更、これがもう主です。

提案基準の1の農家分家住宅というのは、こちらの農業委員会のほうも、農振のほうも申請上がってくると思います。要は、分家建てたいもんで、うちを壊したほうの農地へ息子、次男坊なり嫁に行った娘の分家建てられるかどうかというような基準でございます。これについては、調整区域内であっても、農業の用途に要するものということで、農家の本家に跡取りがいて、実際分家建てる方がもう世帯を持っていて、自分の住宅を持っていないければ、農振農用地であっても、農地であっても、基準が取れば、

この農家住宅というようなことで申請が上がってくるものでございます。

そして、もう一つが提案基準6番、敷地増に伴う既存住宅、これについては、本家世帯があるんだけど、例えば敷地を大きくして、今結構あるのが、離れ住宅を建てたいけれどもというのが大体この審査基準で上がってくるものです。離れを、若干ちょっと小さめの離れを建てたいというのが、この敷地の増に伴う既存の住宅というものでございます。

もう一つ、これが一番かな。農家住宅等の一般住宅への用途変更、これは必ず審査会で話が来ますけれども、昔からある農家住宅、もうそこ、人がいなくなっちゃうんだけど、さっきも言ったように、第三者の方に譲っていきたい。それは農家住宅の要件で許可を取ってあるもんですから、例えば農家の方がそこを買って入る分には全く問題ないんですけれども、非農家の方だとか、こっちへ移り住んで住みたいという方は、農家住宅で許可を取ったもので、そこに買って入って住んでいる分にはいいんですけれども、今度は建て替えだとかのときに、農家住宅、農家要件ないねということで、何もできなくなるもんですから、非農家の方が農家住宅を買う場合については、ここで一般の住宅への用途変更をしますというこれが基準です。

金融機関のほうも、お金を融資する関係で、こういう属人性といいますか、当時の許可の権利を持っているものについては、金融機関のほうでも、全く今度は非農家の方がそこへお金を借りて入るにしても、その農家住宅の要件を取ってくださいというふうに申請者に言われるわけです。だもんですから、農家資格のない方が大きい農家住宅に入る場合については、この申請で一般住宅への用途変更をして入るということです。

入山辺は結構これありますね。入山辺は、入・里ですかね。先週開発審査会があったんですけれども、里山辺もありました。その前は入山辺もありですね。結構、もともと昔からの農家住宅とか古民家が好きで、都会から来る方が、そこへ住みたいという方で、こういったもので取られる方がいます。

建物の規制で、そのほかのものについては、個別に、要は今の条例だとか、都市計画法の基準に見合うようなものについては、個別の案件というので、個別の案件でこの基準にないものは送って、審査をしています。

ただ、昨年農業委員さんのほうからも意見がありましたけれども、どうしても建物規制があるよと。建築指導課に相談に行っても、やっぱり駄目だと言われた。結局、それは基準にないもんですから、結局こういったものはどうか、こういったものはどうかというような中で、結構諦めちゃう案件があります。

実際にその土地を売却したいだとか、実際に住まわれる方が相談に来てもらえば一番いいんですけれども、こういう売却の土地だとか建物というのは、相談に来るのは不動産業者が多いんですよ。不動産業者というのは、農地の事務局もそうなんですけれども、売りたい人、買いたい人が求めているもの以上のものの相談に来るんです。要は、ここでいろいろな要件を取って売却できれば、ほかにも使えるというのがあるもんですから、結構で

すね、そこに住みたい人だとか売りたい人は、そんなことまで希望しないんだけど、どうしても不動産屋さんが付加価値をもうちょっとつけて高く売りたいもんですから、そんなこと言っちゃいけないんですけど、実際に希望しているものよりも大きな、もうちょっとそういったものはできないかだとか、そういったもので相談に来るもんで、結局うまくいかない例があります。

それと、中山でも結構あったと思うんですけど、さっき言った集落性のないぽつんと一軒家ですね。それについては、どうしても救えなかった。救えないというふうなものがあったもんですから、今回、この提案基準の15、これが既存建築物の用途変更と言います。これが先週の25日、開発審査会で承認されたものでございます。

これについては、昨年、こちらの農業委員さんから意見書をもらう前の審査会からちょっと検討を進めていて、何とか先週、この既存建築物の用途変更というのが承認されました。これで決裁やらの手続を踏んで、来年の1月1日施行ということで、今、考えてございます。

この既存建築物の用途変更というのは何だということになりますと、先ほど言った11号でも漏れました、12号でも漏れたもの、要は12号で漏れたというのは、連たん性もない、上下水道も道も狭い、そういったところであっても、この既存建築物を用途変更するものは許可を受けられますよというものでございます、単純に言うと。

その用途については、この右のページにありますけど、どういったものができるか。これは建築基準法別表第2（は）項の用途というようなことで、これはどういったことかという、松本市、今日、都市政策課ありますけれども、松本市のこの都市政策の都市計画というもので、各地区で例えば一種低層だとか、二種低層だとか、工業団地だとか、建物を用途に分けて、やれる建物を区切っているわけなんですよね。そういったもので、うちの都市計画の開発基準の中で使っているのは、この建築基準法別表第2の（は）項の用途というものがあります。

実際にこういったものだ、こういったものだと言って基準を書いてもよかったですけど、結局都市計画法も建築基準法も、法律がどんどん変わるもんですから、実際そうすると、また法律が変わったところで、相談者の方に、あっ、法律変わったのでできなくなっちゃったとか迷惑かかっちゃうもんですから、あくまでもこの建築基準法の例えば法律が変われば、もううちのほうの基準を直さなくても、もう扱えるよというようなことでしています。

一番は住宅等ですね、一番上の。去年多かったのが、というか相談あったのが、新規就農者、農業をやりたいけれども、まず住むところがなきゃどうにもならない。実際に、じゃ農業を新規にというか、始めはちょっとどこかで研修機会だとか、土地を借りてやりたいだとか、でも住むところがない。じゃ、ここの住宅なり空いているで、ここに住みたい。ただ、大家さんは、いや、ちょっと売れないけれども、貸せるならいいよというようなこと。ただ、今までは、その住宅を貸し住宅ということができなかった

んですよね。だもんですから、貸し住宅でもいいじゃないかというようなことで、いろいろと話がありましたので、今回はもうあくまでも住宅、共同住宅、例えばこれ、宿舎とか下宿になっています。これがもうあくまでも貸し住宅ですよね。貸す住宅。

あと、兼用住宅、面積制限はありますけれども、兼用住宅いいですよ。あと、店舗ですね。店舗についても、面積要件がありますが、いいですよ。あと、公共・病院・学校施設、これについても、ここの記載のものであればいいですよ。あと、工場等、パン、米、豆腐だとかというようなもの、結構相談多いのが、昔の農家住宅でパンを作っているんだけど、ちょっとインターネットだけじゃなくて、ちょっと店を開いて売りたいとか、そういったのがあるかと思います。そういったものも、いろいろな制限はあるんですけれども、いいじゃないかというようなことで、主、ここの記載にあるものが今度は用途変更でできますよというようなことになりました。なりましたというか、なります。

ただし、ちょっとここにはないんですが、農業委員さんから相談を受けると思うんですが、この既存建築物の用途変更でできないものがあるんですよ。要は、今の住宅を使ってできないもの、これが農産物直売所、あと農産物加工施設、これは今回のこの15の中に入れていません。ただし、農業の用途にあるものですので、通常の農業用施設なので、先ほど言った34条の中には盛り込んでいます。なので、34条で救えなくて、どこにも救えなくて、直売所、直売所と言っても、一般の農家の方やなんかは、本当軽微な直売所ですね。そういうものについては、また相談していただければ、個別の案件で上げて、もし可能であれば、審査会上げて、個別で上げて、審査をしていくというようなことになりましたので、今言ったように、ここに書いてある基準以外で、ちょっと相談もないですけども、もしあったら、個別で扱えるかどうかというようなもので考えていますので、お願いします。

5番、すみません、駆け足で。関連サイトということで、ホームページで見られるようになっていきます。松本市の開発行為、今のある開発許可のものは全て載っていますし、11号の区域の地図も載っています。

あと、松本市の都市計画を見ていただければ、先ほどの松本市の都市計画という土地利用、色分けした土地利用もありますので、お願いします。

あと、3番に、これは県のホームページなんですけど、信州くらしのマップというようなものがあります。これが自分のうちがどういった、例えば土砂災害区域になっているのか、調整区域になっているのかというのがそれぞれ見られるようになっていきますので、参考として載せてございますので、よろしくをお願いします。

ちょっと駆け足で大変申し訳なかったんですけども、開発、今の建築指導課の開発でやれるというものは、先ほど言ったように、調整区域内であるがための審査です。調整区域内というのは、うちは宅地を扱っています。なので、どうしても混在しちゃうんで、調整区域内で用途をなるべくしろよということ、どうしても宅地から農地のほうに相談が移っちゃっているんです

けど、ここをちょっと整理してもらって。

うちは宅地の開発の基準です。その農地も、全く基準も何もかも開発でということになると、都市計画の区域を外してもらわなければならないと思うんですよね。それが1つです。

じゃ、簡単に、去年も議会のほうで答弁していますけれども、やっぱり調整区域を外すというようなものは、松本市だけじゃなくて、大変やっぱり県やら何やらというふうなものがあるもんですから、非常に難しいかなというふうに思います。

なので、今、都市政策のほうでは、地区計画といいますかね。地区の実情に応じた中で、ご意見を聞く中で、どうしたらいいかというようなもので検討をしています。

通常地区計画というもの、さっき言った市街地に近いところ、要は連たん性がある11号の区域みたいなところしか地区計画って引けないんですよ。そこから引っ張ってくるというような形。だもんですから、どうしても山間地の農地というのは、ちょっと難しくなるのかなというふうに思います。なので、もう都市計画といいますか、調整区域を外してもらいかどうかという話になってきちゃうと思うんですよね。

ちょっと時間も押してきているもんですから、最後、ちょっと大変恐縮で、農業委員さんのほうにちょっとお願いなんですけれども、ちょっと3点お願いをします。

どうしても調整区域は都市政策でちょっと外すのは困難だということになっています。地区の実情に応じて、ちょっと今、一生懸命計画を練っているんですが、どうしても農振農用地だとか農地法のほうが強いもんですから、そこは先ほど言った11号もそうなんですけど、手がつけられないんですよ。

だもんで、都市計画も毎年というか、何年に1回見直しをしています。なので、農振農用地のほうも見直しをするような形で、各地区に農振協議会というのがあると思うんですよね。でも、今は農振の春と秋の申請だけ開かれているんですが、本来であれば、地区の農振計画を見直す有無というので話し合わなきゃいけない場だと思うんですね、本来は。

これは私のほうから農政課の担当者には言っているもんですから、まず調整区域なり何なりの見直しの何なりを都市政策のほうでやっているんですけども、農振農用地、農地については、ちょっと農業委員さんもこれ、ちょっと何とかしてもらわないというか、どうしても農地も含めて土地を何とかしろと言ってうちのほうに来ちゃうもんで、農振、それは見直しできないかどうか。

毎年非農地判断ってやっていますよね、山林になったところ。農業委員会のほうで山林化で非農地にしても、そこがまだ農振が外れてない。農振のほうを外してないんですよ。だもんで、結構非農地判断して、いや、山林になったけれども、ここ、もう農地法関係ないで何とかしろっていう相談があるんです。ただ、うちはもう宅地しか扱いません。

プラス、幾ら非農地になって、農家台帳から外れたとしても、そこはまだ

青地の農地ですので、農振法の縛りはあるんですね。

なので、実際に農地転用で許可取らないでも、農振の除外はしてもらわないといけないというようなものがありますので、まず手始めに、せいぜい山林化した青地くらいは何とか、地区の農振協議会でもそうですし、その辺をちょっと見直しをする。

プラス、じゃ農振法と農地法の基準が取れるところ、そういったところも併せて見直しをしてもれば非常にありがたい。2種農地というやつですね。農地の広がりがない非農地については、農振外したとしても、農地法の見込みがあるので、そういったところをちょっと手続ができないかというのでやってもらえば、また都市政策課なり、松本市の都市計画にもお願いするの、ちょっと説得力があるかなというふうに思います。

すみません、長くなっちゃいました。

もう一つお願いします。今までぽつんと一軒家で残っているのは、必ず周りが農地だとか農振農用地が広がっているところに住宅があります。今までうちの開発でその建物に規制をかけているものですから、できないですし、農地法も当然1種農地で、集落性のないところなので、基準が取れないと思います。だもんで、優良な農地が守られていました。

ただ、今度、既存建物の用途変更ができると、ここが開発基準と農地法の基準と全く違うところなんですけれども、農地法というのは、既存のものの2分の1の拡張だとか敷地拡張という条件があると思います。開発基準としては、今の既存のものを開発行為で広げることができないです。

ただ、今結構相談多いのが、今までも相談多くて、山間地が多いのが、その今度は住宅を用途変更かけて入ってくれば、実際、そこを買って入ったとすると、いや、実は私、自営業やっているんだけど、例えば家の解体だとか車の解体やっているもので、どうしてもそういうものを置いておく、時に置いておくところが欲しいという、これ、建物は建てなくも、よくありますよね。資材置場で敷地拡張するやつだとか農地転用。その辺は、開発しないでも、農地法なり農振法の手続はできる基準があると思うんですね。3分の1とか2分の1。そういうのは農業委員さんも地区で注視しておいていただかないと、今度はそこに入った空き家の人、例えば地区の集落といいますか、町会にも入らないよ。じゃ、実際その後どういうふうになるかという、いや、実はうち、車の販売業やっているんだけど、お客さんに車を売って、引き揚げた車の置くところないもので、時にそれが売れるまで、ちょっと敷地を拡張して、事業用地を広げたいということになります。

当然それは開発に来ちゃうと、開発できないですよとなるんですけれども、実際、建物が、開発行為がなければ、農振法なり農地法の基準で取れますので、ちょっとその辺、やっぱりそういうのでどんどん、太陽光もそうだと思います。宅地なり山林で太陽光やって、もうちょっとやりたいので、農地へ広げていくという基準があるので、その辺はちょっと注視しておいていただかないと、ぽつんと一軒家とか農地の中の昔からの農家住宅を買った人が、その優良農地をどんどん食いつぶすことは可能になりますので、

ちょっとその辺、注視しておいていただければと思います。

もう一個、すみません、最後もう一つです。昨年か、今年か、議員さんのほうから質問ありました。軽微な農業用倉庫だったら何とかならないかというものがあります。うんと多いのが、ホームセンターとかで買っていくのを置くだけとか、そういったものです。

これについては、うちのほうの答弁で、まず農地に置くものなので、農振、青か白か調べてください。青であれば、農振からの手続が必要ですよというふうになります。なので、青になっているということになると、それぞれの町会で地区の農振協議会も関わってきますので、本当に軽微なものでやって、農地法の手続だけで済む。将来的にも農地法だけで完結するものであれば、こちらの農業委員会事務局のほうに相談して、また相談していただければと思います。

幾ら軽微なものであっても、うちの開発のほうに相談に来ると、開発行為になるかどうかという審査になっちゃうもんですから、まず農地にそういうものを置きたいというものになったら、農業委員会事務局のほうにざっくばらんに相談していただければなというふうに思います。

お願いは以上3点です。

すみません、まとまりませんが、私からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

次に、ただいまの齋藤係長の説明内容に対しまして質問、意見ありましたら、挙手をお願いをいたします。

いいですか。

ちょっと私のほうから聞かせてもらいたいと思います。

この間、19市の会長会議がありまして、やっぱり先ほどの農地の中にある違反建築というか、農業に資する建物で、よその農業委員会はどういう対応をしていますかという質問があって、それぞれの市村が回答したわけではありますが、局長もあれですが、おおむね20年を経過しているものについては、大体追認を認めていますという、これは農業委員会の関連のあれだなと思うんですが、建築指導課ではそれ、どう思いますか。

齋藤（建築指導課） 今言った恐らく20年というのは、非農地にするかの判断だと思います。なので、まず段取りとしては、農地に建っている建物であれば、まず農地パトロールですね、年1回。それで違反転用で認定するか認定しないか。じゃ、認定しないものは非農地で扱って、さっきも言ったもう20年経過しているので、何とかならないかというのは、もう一度農業委員会事務局のほうへ話をしていただければと思います。

そこで、農業委員会事務局、また最終的には農業委員会、そこでもう非農地決定しましたと。非農地決定をして、地目が宅地になりましたと。そういったことになったときに、今度はうちのほうの審査会といいますか、建築基準なり、うちの開発のほうのテーブルにのりますので、そんなような流れでお願いします。

今、農業委員会事務局のほうは、必ずそういったものがあると、うちの審査会のほうに結構相談に来るもんですから、じゃあという話になっちゃうんですけども、段取り的には、まず農地上に建っているものは、まず松本市農業委員会として、それを農地として扱うのか。農地として扱うなら、当然違反転用の手続をして、県から最終的には指導してもらわにゃいけない。

いや、20年以上前、昔からあって、そこはもう農地から外さなければいけないというようなことになったときは、また建築指導課のほうに相談していただければと思いますので、お願いします。

議長 川村補佐。

川村局長補佐 今のお答えにちょっと付随してなんですけれども、その20年云々という話あるんですけども、実は松本市、農業委員の皆様はたまにお願いしている、今、齋藤係長のほうからも話があったとおり、非農地証明というものをやっているんですが、非農地証明をやってない市町村というのが結構あります。その場合に、非農地証明ができないから、その代わりに追認の基準を20年でやっているっていう市町村があるというのが今の会長がおっしゃった20年のことだと思われま。

ですので、20年云々ということではなくて、今、齋藤係長からも言って、くどいようなんですけれども、うちは大体おおむね30年くらいで非農地証明のほうを検討はしています。おおむねというところがございますので、そこら辺は臨機応変には行きますけれども、今まで非農地にしていたことが今の説明だと思っていただければいいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 あとは委員の皆様でこれ、どうですかね。何か質問ありますか。

齋藤係長が建築指導課へ行く前より随分と緩和していただいたような気もいたしますが、今、中山でこれから中山をどうするかというような議論をずっとしているわけでありまして、今言った11号指定地域というのは、非常に狭いところで指定してありまして、都市計画課では、いや、12号指定地域があるじゃないかというようなことをこの間も随分言うわけですが、12号指定には、先ほど言いましたように、大変厳しい農家住宅とか分家とか、そういうものしかなかなかできない例がございまして、今50メートル連たん化なんて言っても、個々に相談に来てくださいと。個別案件につきまは審査をして、できるだけ機能するようにしますというようないい答弁だったような気もするわけでありまして、それでいいだかいね。

齋藤（建築指導課） 50戸満たない、要は集落性のないものについては、今回新しい提案基準の15で救えるようにしましたということです。

もうそこに箸にも棒にもかからないものについては、まず相談に来てくだ

さいということですので、よろしく申し上げます。これが都市計画法の開発行為を今やれることが全て精いっぱいですので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ、まだ、もう一回詰めて申し訳ないんですが、中山でも和田でも多分そうだと思うんですが、50戸連たんなんて、今、ほとんど少なくなっちゃって、50戸の連たんなんていうのはそうないわけで、市街地がそこであれば別ですが、農家だけでこうやって周辺を数えて、50戸あるなんて集落があるかっていうと、この辺がどうしても引っかかるわけですが、このところはいろいろ取り計らってくれるということだね。

齋藤（建築指導課） 11号、要は農地を、都市計画区域内の宅地じゃなくて、農地を何か開発できるようにということですよ。やっぱりそこへ行くということですね。

そうする場合については、先ほどもちょっとお願いしましたけれども、どうしても都市計画区域である以上、開発を抑制するところだもんですから、じゃどうするかというと、都市計画区域を外してもらわにゃいけないですよ。なので、それを外してください、その1点だと思います。

あともう一つは、じゃ地区計画なり、地区の実情に応じて枠をくくってくださいと。じゃ、枠をくくるにも、どうしても先ほど言った農地には農振法がありますし、実際に、じゃ開発いいよと言っても、今度は農地法の基準が取れないところだと思うんですよ。なもんで、まず農地のほうは、農地法の基準が取れて、農振が外せるようなところであれば、まず農政課のほうにちょっと働きかけて、見直しをなさいよと。じゃ、こういってことで見直しをするし、こういってことで農地、見込みあるところ外すので、じゃ都市政策なり県のほうへ、ここまでやるので、併せて見直しをお願いするというような順を追っていただければいいかな。ちょっと私、都市政策じゃないもんで、何とも言えないんですけども、ちょっとそんなようなことでお願いしたいと思います。

議 長

私が質問ばかりして。

ほかにいいですかね。

波田野委員。

波多腰農業委員 確認だけですけれども、お願いに行けば、かなり前向きでやってもらえるということでしょうか。

齋藤（建築指導課） ちょっと、今日、都市政策課の内木がいて、ちょっと心苦しいんですけども、でも、どうしても、私も建築指導課へ行っているいろいろと分かってきたんですけども、どうも建築指導課が全て決めているとか、悪の根源になって、建築指導課も農地法と同じで、都市計画法があるがために、あるがためについて言っちゃいけないね。その基準にのっとって、農地法と同

じ基準に沿った形で許可するんですよ。

だもんで、実際、都市計画区域じゃなくなれば、私、要らなくなるんですよ。うちの係、要らなくなるんですよ。1人、市街化区域の1,000オーバーだとか、3,000オーバーのものの職員だけいればいい話だもんですから。

だもんで、調整区域の農地を何とかしたいということであれば、本当にもう、先ほど言ったように、四賀だとか、奈川とか、安曇みたいに、調整区域から外してもらわなきゃどうしようもないと思います。私、素人考えですけれども。

ただ、中山の全地区を外すということになっちゃうと、またハードルが上がるもんで、もしあれならば、例えば山間地とか、島内で言う山田地区だけ何とかならないかとか、中山で言うちょっと支所からちょっと上へ上がっていったようなところ何とかならないか、会長のうちの辺りがとかなんて、そんなようなことでちょっと研究をしていただければいいかなというふうに思います。

議 長

ほかにどうですか。

中川委員。

中川農業委員

すみません、勉強不足を露呈するような質問で誠に恐縮なんですけど、齋藤係長の3つのお話の中の1番目、いわゆる農振農用地の話なんです。これを外すとか、あるいはそれは農振協議会での議論になるよとか、その辺の話なんですけど、里山辺も、いわゆる青地、白地の地図を見ると、細かい中にぼつんと青が残っていたりとか、あと青と白が割と連たんしている中にやたら変に存在しているとか、そういうのがいろいろあるんですよ。これ、誰がどう見てもおかしい、これ。統一性がない。まとまりがない。どういう意図でこうなっているのかよく分からないというのがよくあって、何これっていうのが正直な思いなんですよ。

ちょっと、実際にこれ、おかしいな。何のためにこの農振農用地っていうのが設定されるのか、そもそも分からないところがあって、整理をしなくちゃいけないなというのは何となくあるんですよ。

それを整理するのが地区の農振協議会でそういう議論をみたいなこと、齋藤係長おっしゃったんですけど、例えばこういうのを見直そうと思ったら、まず何から始めたらいいのかということをちょっと伺いたい。

齋藤（建築指導課）

すみません、これはまた私が言うのもちょっとあれなんですけれども、あくまでも農政課の計画担当、うちのほうも毎年計画担当にはお願いをしています。

今、中川委員さんから2つあります。

どうしてこんなところが農振になっている。よくあります。水もかからないところが田んぼで、農振農用地。これは地区の当時、要は農振の補助事業を扱うのに、受益地の面積を確保しないと事業ができなかったのですよ

ね。だもんですから、これはあくまでも市のほうで受益地を引いたということではなくて、あくまでも地区で面積を確保するために、優良の、優良というか、農地であるところを全部カウントしてやったのが1つだと思います。

もう一つは、今、農地がこんなにも粗末にされているんですが、昔の農振というのは、例えば農振農用地にうちを建てるときに、じゃその農振農用地を潰すもんで、今、実際に農振になっていない農地だとか、建たっていたところを農地に戻すので、また農振農用地にして、農家台帳に登載してくださいという申請が結構あったんですよ、昔は。要は、ここを人質に出すので、実際、ここを青に入れますよというバーターといいますか、そういった、今年の秋農振も1点ありましたかね。農地・水の補助金を取りたいがために農振に入れてくれというのがあったんですけれども、今は中山間地の直払いだとか、農地・水の関係で、どうしても青地じゃないと補助金の対象にならないということで、今回上がってきたのがあるんですけれども、昔は農振潰すので、こっちを農振に入れますとかというので、面積を調整していたんですよね、各地区で。だもんで、多分そういう名残で、ぽつんぽつんとあるということだと思います。

ただ、やっぱりそれは、今おかしいということであるもんで、やっぱりそれはちょっと会長をはじめ、委員さんのほうから、ぜひ農政課の計画担当のほうへちょっと、いや、見直しだけれども、どうなっているか。ここはいいじゃないか。地区でこれだけ挙げるでというようなのをちょっとぜひお願いしたいと思います。

その始まりとして、農業委員さんで今、何年か前から山林を非農地判断していますよね。あそこも、結局、私、昔農業委員会にいたことが多分あると思うんですけれども、本当は農振をまず外して、うちのほうで非農地化するのがセオリーだと思うんです。ただ、農振農用地、農政課がちょっと足踏みしているもんですから、国の指導もあり、そんなこと待ってられないということで、ちょっと農業委員会のほうで、もう、じゃ率先して、山林のところは農地台帳から外しましょうというようなもう営みがあります。なので、せいぜい山になって、農業委員さんが判断して、地区が判断して、農家台帳から外した農地については、せいぜい農振から外せないかというような、そんなような働きかけをぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

どうですかね。今、齋藤係長から貴重な提案をいただいたような気もするわけですが、どうかちょっと矛盾したようなところもあってあれですが、今、こういう時代でありますので、せいぜい私ども、今、齋藤係長の言ったような方向で、どうですかね。また進めていただくということですが、いいですかね。また何かあったら、齋藤係長のほうへ直接回してもらえば……

齋藤（建築指導課） 会長、ちょっとすみません。今、先ほどから話しているのは、あくまで

も私の個人的な意見ですので。ただ、これはずっと農政課の担当者にはちよっとお話をしていることですので、なので農振なり農地をまずちよっと整理しましょうと。都市政策は都市政策で、農地以外のところをちよっと考えますというようなことです。すみません、お願いします。個人的な意見です。

議長

ありがとうございました。大変いいご意見をいただきました。質問ないようです。

本件につきましては、ただいまのとおりでありますので、どうかご承知おきいただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、農業委員会だよりの第90号が発行をされましたので、情報・研修委員長から編集報告をしていただきます。

窪田委員長。

窪田情報・研修委員長 お手元に農業委員会だより90号があると思いますので、ご覧をいただければと思いますが、まず表紙ですけれども、春から秋までの作業体験で、稲作を勉強した島立小学校5年生の活動につきまして、稲刈りのときの写真を掲載させていただきましたし、濱委員さんにはコメントもいただいて掲載をしております。

それから、2ページ目でありますけれども、農業施策に関する意見書についてなんですけれども、今月13日の懇談会では、市長から前向きな具体的な回答をいただいたところでもありますけれども、意見書の概要についてまとめたものを紹介しております。

それから、3ページ目なんですけれども、臥雲市長がJA松本ハイランド山辺支所のぶどう集荷所を視察して、ブドウ農家の方々と意見交換を行ったという内容について、中川委員さんに原稿をお願いしました。

それから、4ページの「がんばっています」ですけれども、今回、今井地区で果樹農業を営む櫻井勇さんと中町蔵の朝市に参加している並柳マルジュウ農園の赤羽米子さんを紹介をさせていただいています。

それから、7ページ目でありますけれども、「レインボーまつもと21」につきましては、内田地区での活動のレポートと料理講座で作っているレシピの紹介を掲載いたしました。

それから、8ページでありますけれども、「現場の声」ということで、前号に引き続きまして、あっきーファーム代表の三村徳明さんの声を紹介をさせていただいております。

それから、最後の10ページ目でありますけれども、「よもやまばなし」につきましては、寿地区の話題を河西委員さんにお問い合わせをしたところでもありますし、編集後記につきましては、笹賀の岩垂委員さんにお問い合わせをしたところでもあります。

簡単でありますけれども、また後ほどじっくりご覧をいただいて、ご意見等いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 今日、机の上に資料を配付させていただきました中に、2021年の農業委員会の手帳がございます。すみませんが、来年使っていただくということでお願いします。
今お持ちの手帳のところに身分証明書があるかと思いますが、それを差し替えていただきますようお願いします。来年の8月までは身分証明書使うかと思いますが、よろしくお願いします。
あと、農業委員会大会の資料、欠席した人の分、封筒入りのものを置かせていただいておりますので、またご覧いただければと思います。
あとは、欠席委員の資料につきましては、それぞれ地区でお持ち帰りいただいて、会議結果と併せておつなぎください。
また、農地法の原本書類関係は、机の上にそのまま置いてお帰りください。駐車券等の無料化処理等ございましたら、また事務局にお申出いただきたいと思います。
以上でございます。

議長 その他でございますが、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
これで議長を退任をさせていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 12番 _____

議事録署名人 13番 _____